

事 務 連 絡

令和4年2月8日

介護保険サービス事業所 管理者 様

神戸市福祉局監査指導部指定担当

介護職員処遇改善支援補助金の要件となる処遇改善加算取得に係る
提出期限の延長について

平素は、本市の介護保険事業の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）の要件については、「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A」（令和4年1月31日付厚生労働省事務連絡）問13にて、**介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を、令和4年2月サービス提供分以降について算定している必要がある、**と示されています。

一方で、令和4年2月サービス提供分の介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）を新たに取得するためには、令和3年12月までに介護職員処遇改善計画書および介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下「計画書等」という。）を所管の自治体に提出する必要があり、現状で加算未取得の事業所等が補助金を受けられないなどの不利益を被る可能性があります。

こうした事情を鑑み、本市所管分の事業所については、**令和4年2月サービス提供分から加算を取得する場合に限り、計画書等の提出期限を令和4年2月28日（月）必着**としましたので、お知らせいたします。

※3月以降のサービス提供分から取得する場合は通常どおり前々月末日を期限とします。

○介護職員処遇改善支援補助金については以下の兵庫県ホームページをご確認ください。

「介護職員処遇改善支援補助金（令和3年度 国補正予算分）について」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shogukaizenhojokin.html>

○介護職員処遇改善加算の届出については以下の神戸市ホームページをご確認ください。

「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について（介護保険サービス事業者）」

https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/sogojigyo_todokede/syoguukasan.html

神戸市福祉局監査指導部

指定担当：078-322-6771